

【 JSCA ガイドライン チェックリスト 】

新型コロナウィルス感染拡大予防「適合施設チェックリスト」

利用者への注意喚起

- 施設利用者の入館時の健康チェックの強化
- 施設利用時の感染防止対策や注意事項の館内掲示・ホームページへの掲載
- また子供たちの教室では、できるだけ地域あるいは生徒の通う学校等と情報の交換を行う

共通的事項

① 対人距離の確保

- 三密（密集・密閉・密接）回避の徹底（三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクが少ないというわけではないことに留意する）
- 2mを目安に（最低 1m）、動線の確保や余裕を持った距離を確保するよう努める
- マスクをしている場合でも会話の時間は出来る限り短くし、大声を避ける
- 不織布マスクの常時着用を徹底する

② 換気の徹底

- 適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上）の徹底
- 寒冷な場面や特に密が発生しやすい場所では、換気を適切に行ううえで、必要に応じ CO₂ モニターの設置（複数の場所）等で換気の効果を確認することが望ましい
- HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可
- 乾燥する場面では、加湿器等で適度な湿度を維持（40%以上を目安として）する工夫をすることを推奨する
- すべての共有スペースにおいて換気の徹底

③ ごみの処理方法

- ゴミ処理はビニール袋に回収し密閉する
- ゴミを回収する際は必ず不織布マスクを着用し、手袋を使用する
- ゴミの処理後、手を石鹼と流水で洗う

④ 人の手が触れる場所の消毒の徹底

- 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃する
- 不特定多数が触れる環境表面にも留意し、定期的に清掃・消毒する
- 清掃時には使い捨て手袋を着用する

⑤ 野外レクリエーション・各種合宿およびイベントへの対応

- 当面の間、野外レクリエーション・各種合宿等は中止する
- 成人を対象とした各種イベントは、中止もしくは延期する
- イベント等の再開にあたっては、新型コロナウィルス感染症対策分科会が示す「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」に基づき、「参加者の体調管理」「不織布マスク」「大声抑制」「密

閉の回避（換気）」「密集・密接の回避」「参加者自身による感染把握」などに関する基本的な感染防止策を行う

⑥接触確認アプリの利用

□接触確認アプリ「COCOA」等の利用の促進

⑦政府が提唱する、感染リスクが高まる「5つの場面」について対策を講じる

（場面2）大人数や長時間におよぶ飲食

□ラウンジ・休憩室などで、感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の禁止、および大人数や長時間におよぶ飲食の禁止

（場面3）マスクなしでの会話

□マスクなしでの会話、および大声での会話の禁止

（場面5）居場所の切り替り

□休憩室など居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。とりわけ、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている

⑧共用部（休憩スペース、トイレ、更衣室等）での対策の徹底

□常時換気し、入退場口以外にも施設内各所にアルコール等の手指消毒液を設置する

□休憩・休息はで対人距離を確保し、収容人数を決めて混雑時間帯の利用回避を周知する

□共用する物品（テーブル等）の定期的かつこまめな消毒

□入退室前後の手洗い徹底

□不織布マスクの常時着用の徹底

□着替えは可能な限り不織布マスクは着用したまま行う

□食事等で不織布マスクを着用しないときは、対面を避け、会話を控え、アクリル板も活用する

⑨正しいマスク着用及び咳工チケットの徹底

□正しいマスク着用と咳工チケットの周知のため、館内の掲示を徹底する

□マスクを鼻にすき間なくフィットさせ、しっかりと着用する

□品質の確かなマスクを選択し、できれば飛散防止効果の高い不織布を着用する

□飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控える

来館者の制限

□下記症状・該当者の制限

- ・風邪の症状がある方（発熱、咽頭痛、咳、下痢）
- ・37.5度以上の発熱者（平熱には個人差があることに留意し、入館の制限では、該当者の平熱を確認して総合的に判断する）
- ・規模や内容に応じて適切な検温方法を検討・実施する。平熱を超える発熱や、咳などの軽度な風邪の症状がある場合は入場を断る等の措置をとる
- ・味覚障害・嗅覚障害の自覚のある方、咳・痰の症状がある方
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある方
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・同居家族や職場の同僚等、身近な方に感染者が出た方および感染が疑われる方

- ・その他体調が思わしくない方

□高リスク者への注意喚起

- ・循環器系疾患や糖尿病の基礎疾患のある方などへの注意喚起

来館時

□来館前の検温の実施

□確実に鼻と口を覆うように指導し、マスクを着用しない利用者の入館をお断りする

- ・マスクは不織布マスクを着用することを推奨し、不織布マスクを持参していない来場者へは、不織布マスクを常備し配布もしくは販売する

□入館時の手指の消毒

送迎バス

□乗車前に家庭においての検温の徹底

□乗客間隔の確保*（可能であれば乗車人数の制限）

□運転手および利用者の手洗い・咳エチケットの徹底およびマスク着用の義務化

□車内会話の制限（特に大声の禁止）及び車内飲食の禁止

□車内換気および車内の消毒の徹底

受付時

□コロナウイルス対策の館内注意書きの掲示

□飛沫防止対策として換気に注意をしたうえでフロントに透明間仕切りを設置

□キャッシュレス決済の導入、およびコイントレーを使用した現金・カードの受け渡し

□入場者・退館者の記録管理を行い、最低1ヶ月分を保持

□利用者と対面する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスク着用に留意する

ロビー・フロント・通路

□換気の徹底

□ベンチ・イスの着席距離の確保、または撤去

□手すり等の定期的な消毒

□順番待ちが発生する場合、床へのマーク等身体的距離を確保した整列の配慮

更衣室・トイレ

□換気の徹底

□ドアノブ等の定期的な消毒

□トイレは、共用タオルの使用を禁止する

（ハンドドライヤーは、定期的に適切な消毒・清掃方法により管理している場合は使用可能）

□使用後の手洗いを徹底し、洗い場に液体石鹼とペーパータオルを設置

□更衣室面積に応じた入室者数の制限

□更衣室内はマスク取り外し時の会話・大声の禁止

□練習後の着替えは濡れた頭や体をプールサイドでよくふき取り、更衣室使用の時間を短縮する

□パウダールームは飛沫防止用シートの設置によって個人スペースを確保、または最低でも1mの間隔を確保する

□共用のヘアドライヤーの使用後は、消毒の実施を利用者に徹底する

プール施設

□湿度を下げすぎないよう注意しつつ、換気を行う

□会話の制限（特に大声の禁止、指導者は大声を出してしまいがちなので特に注意する）

□レーン等で順番待ちとなる際に間隔を保つ

□プールの自由遊泳においても、可能な限りコースを間引く

□コース内の利用者の前後の距離を最低でも2m確保するようコントロールする

□準備体操は体操場等ではなくプールサイドで行う

□体操時の発声の制限

□タオル等の共有の禁止

□貸出物は消毒して貸出す

□脱水機を定期的に消毒し、脱水機の使用の際には順番待ちの間隔の確保に努める

□練習後のゴーグルは、次亜塩素酸ナトリウム希釀液（バケツなどに確保）で洗う

□練習後の目洗い・シャワーの励行（シャワーを浴びる際には人数制限・大声の禁止を行う）

□プール側溝の定期的な洗い流し

□プールの遊離残留塩素濃度を1時間毎にチェックする

観覧席

□観覧室（ギャラリー）内の換気の徹底

□マスク着用の徹底および会話の制限（特に大声の禁止）

□観覧席は1席空けるなど観客の間の距離を確保し、飲食は禁止とする

マシンルームが付置されている場合

□換気の徹底

□会話の制限

□マシンの座面やグリップの使用後の清掃の義務化

□可能な限りマスクまたはバフなどを着用する

□マシン等の間隔を通常よりも広く設置するよう見直す

□ウイルスの飛散を抑えるため、利用者の運動強度を制御する

指導者・スタッフ

□全従業員の出社前検温および記録、体調報告、手洗い・消毒、不織布マスク着用の徹底

□全従業員が次に各号に該当する場合は、ただちに所属長へ連絡し出勤停止を徹底する

・風邪の症状または発熱がある場合

・味覚障害・嗅覚障害の自覚がある場合

・感染が判明した場合、または感染者の濃厚接触者に特定された場合

・新型コロナウイルス感染症と診断された者との濃厚接触がある場合

・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

・発熱が軽度であっても、風邪症状（咳や痰、喉の痛み）がある場合

・嘔吐・下痢の症状がある場合

- ・体調が悪いときは、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する
- 指導前・指導後の洗顔・シャワーの徹底
- ライフガードは、利用者に会話や大声を控えていただき、必要に応じて口頭で注意する
- スノーケルの使用の制限
- ゴミの回収時は手袋と不織布マスクをして行い、回収後に手洗い・消毒を行う
- 事務所では、不織布マスクを外した状態で対面に座らない
- 休憩スペースは常時換気を行い、一度に休憩する人数を制限し、利用前後には手指消毒を徹底
- 食事中・休憩時は会話を控える。また、アクリル板を活用する
- スタッフルームでは会話を控え、不織布マスクを外した状態で対面に座らず、換気を徹底する
- スタッフが使用するユニフォームや衣服は、通常より頻度を高めて洗濯を行う
- 事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲でテレワーク等遠隔業務を検討し、オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進すること
- 会議等は必要最小限の開催とし、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、開催時間の短縮、不織布マスク着用のそれぞれを徹底するとともに、オンラインでの会議やミーティング等、遠隔での業務を推進する
- オンラインでの会議やミーティング等、遠隔での業務を推進する
- 経営者・スタッフは日常的に手洗いを徹底し、三密を避け、規則正しい生活を送るなど感染防止に向けた取り組みを心掛ける
- 経営者（施設責任者）はスタッフに対し、感染防止対策の重要性を理解させ日常生活を含む行動変容を促す取り組みを行う

事業所

- 感染の疑いのある疾病者が確認された場合、直ちに保健所に連絡しその指示を仰ぐ
- 疾病者の陽性が確定した場合、保健所の指示のもと直ちに消毒を実施する
 - ・ホームページ等で休業告知を行い、濃厚接触者の割り出し連絡を行う
- 濃厚接觸した指導者およびスタッフがいた場合は、即座に他の従業員やお客様と隔離する

※ 変異株に対応するための感染対策

②大声を出さないことの徹底

- 大声を控え会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨、用者に対し館内の掲示を徹底
- 大音量のBGMは大声での会話を誘発することから、音量を上げすぎないよう留意する
- ③換気徹底による密閉の回避

- CO2測定装置を設置する場合、常時モニター（1000ppm以下）の活用、また、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所に設置する
 - ・HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も可
 - ・寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながらこまめな換気を徹底する

④飲食等による感染防止の徹底（飲食可能なエリアを有する場合）

- 間隔を空けた座席配置、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の座席配置回避、アクリル板等パーティーション設置等の実施
- 食事中以外の不織布マスク着用を徹底

- 人数制限や利用時間をずらす工夫を施す
 - 飲食を提供する施設の場合には、国及び自治体の休業・自粛要請の要請内容に従う
- ⑤従業員の行動管理
- 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する
 - 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する
 - 出勤後に体調が悪い従業員が見出された場合や発熱など体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット（以下、抗原簡易検査キット）を活用して検査を実施することを考慮する
 - 抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する
 - 従業員に対して、新型コロナワクチンの接種を推奨する

令和3年02月19日 初版

令和3年10月18日 改定